

# 兵庫県公報

令和8年5月29日 金曜日 第723号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
<b>公 告</b>	
○ 都市計画の図書の写しの縦覧（都市計画課）	4
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	7
○ 同 上（東播磨県民局）	7
<b>病院局管理規程</b>	
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	8
<b>教育委員会告示</b>	
○ 博物館の登録	8
○ 博物館に相当する施設の指定	8
○ 同 上	9
<b>公安委員会規則</b>	
○ 金属くず営業条例施行規則を廃止する規則	9
○ 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	9
<b>警察本部公告</b>	
○ 落札者等の公示	10
<b>正 誤</b>	
○ 令和7年9月2日付け兵庫県公報第648号中	10

## 公布された法令のあらまし

### ◎金属くず営業条例施行規則を廃止する規則（公安委員会規則第9号）

本規則は、金属くず営業条例（以下「条例」という。）に基づき、規則に委任された事項及び条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項を定めたものであるが、条例の廃止に伴い、廃止することとした。

### ◎兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第10号）

金属くず営業条例が廃止されることに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

## 告 示

### 兵庫県告示第516号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年5月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

**神戸市岩岡上土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	木村 秀章	神戸市西区岩岡町岩岡369番地
同	入江 正明	同 市同区岩岡町岩岡968番地
同	松尾 美知男	同 市同区岩岡町岩岡378番地の2
同	安福 佐登司	同 市同区岩岡町岩岡1064番地の2
同	高見 嘉彦	同 市同区岩岡町岩岡811番地
同	久森 晴一	同 市同区岩岡町岩岡720番地の2
同	久森 貞夫	同 市同区岩岡町岩岡569番地の13
同	久森 澄刀	同 市同区北別府3丁目3番地の3
同	藤田 光男	同 市同区岩岡町岩岡15番地の1
同	辰巳 雅彦	同 市同区岩岡町岩岡1278番地の1
監事	安尾 浩明	同 市同区岩岡町印路759番地の3
同	松井 雅広	同 市同区岩岡町岩岡124番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	木村 秀章	神戸市西区岩岡町岩岡369番地
同	入江 正明	同 市同区岩岡町岩岡968番地
同	松尾 美知男	同 市同区岩岡町岩岡378番地の2
同	安福 佐登司	同 市同区岩岡町岩岡1064番地の2
同	高見 嘉彦	同 市同区岩岡町岩岡811番地
同	久森 義郎	同 市同区岩岡町岩岡736番地
同	木下 操	同 市同区岩岡町岩岡494番地の3
同	秋田 浩正	同 市同区岩岡町岩岡422番地の3
同	藤田 家睦	同 市同区岩岡町岩岡26番地
同	辰巳 雅彦	同 市同区岩岡町岩岡1278番地の1
監事	安尾 浩明	同 市同区岩岡町印路759番地の3
同	松井 雅広	同 市同区岩岡町岩岡124番地
同	田中 初一	同 市同区岩岡町古郷2201番地



**兵庫県告示第517号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和8年5月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

**上西土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	梶原 直臣	明石市二見町西二見461番地
監事	梶原 義昭	同 市二見町西二見364番地の1

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	森下 香織	明石市二見町東二見751番地の1
監事	梶原 剛久	同 市二見町西二見455番地の2



**兵庫県告示第518号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

届出があった。

令和8年5月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

**上部井土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	赤松茂	加古川市東神吉町西井ノ口96番地の6

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	赤松良野	加古川市東神吉町西井ノ口96番地の6



**兵庫県告示第519号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年5月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

**梶土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	有田正敏	丹波市山南町南中93番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	藤井和博	丹波市山南町草部839番地



**兵庫県告示第520号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年5月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

**芦田中央土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	大南富一	丹波市青垣町田井縄318番地5

就任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	蘆田敏哉	丹波市青垣町田井縄603番地



**兵庫県告示第521号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年5月31日から供用を開始する。

その関係図面は、令和8年5月29日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 神戸加古川姫路線	加古川市平荘町小畑字赤阪池ノ上1365番1 から	旧	8.0から 9.0まで	150.0	
	同 市平荘町小畑字赤阪池ノ上1365番1 まで	新	8.0から 20.0まで	150.0	

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年5月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
芦屋市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）用途地域	南芦屋浜地区地区計画  芦屋景観地区
芦屋市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）高度地区	
芦屋市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画	
芦屋市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）景観地区	
丹波篠山市	篠山都市計画用途地域	

大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に係る届出があった。

ついては、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年5月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ豊富店  
 所在地 姫路市豊富町御蔭字四辻1291番2外
- 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号 山口 普
- 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前 (仮称) マックスバリュ豊富店

イ 変更後 マックスバリュ豊富店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	貞方 宏司

4 変更年月日

令和8年3月19日外

5 届出年月日

令和8年5月11日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年5月29日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年9月29日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通五丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年5月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ洲本物部店

所在地 洲本市物部三丁目639番地外

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前 (仮称) マルナカ物部店

イ 変更後 マルナカ洲本物部店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普
株式会社レデイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号	藤田 和郎

4 変更年月日

令和6年11月15日外

5 届出年月日

令和8年5月11日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年5月29日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年9月29日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年5月29日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ稲美店

所在地 加古郡稲美町六分一字百丁歩1362番地50外

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

キング醸造株式会社	加古郡稲美町蛸草321番地	大西 浩介
-----------	---------------	-------

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前 (仮称) マックスバリュ稲美店

イ 変更後 マックスバリュ稲美店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普
株式会社レデイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号	藤田 和郎

4 変更年月日

- 令和7年11月20日
- 5 届出年月日  
令和8年5月11日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課
  - (2) 縦覧期間  
令和8年5月29日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和8年9月29日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年5月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
川辺郡猪名川町広根字西郷13番1、13番2、14番、15番1、15番2、16番1、16番2、17番、19番1、20番1、22番1、23番3、23番7、25番1、26番1、26番3、27番1、27番2、27番3、27番6、27番7、27番8、27番9の一部、27番10、27番13、27番14、27番15、27番16、27番17、27番18、28番1、28番3、28番4、13番1地先水路、22番1地先水路、26番1地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
神戸市中央区江戸町104番地  
ジオプランナーズ株式会社 代表取締役 橋本賢良
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和8年5月15日  
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-5-3号（7猪名川）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年5月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市荒井町小松原四丁目29番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市飾磨区野田町153番地  
オーエイハウジング株式会社 代表取締役 横山英人
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和8年1月6日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-16号（7高砂）

病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和8年5月29日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

兵庫県病院局管理規程第5号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第9項の表中「術前のゲムシタピン静脈内投与及びナブーパクリタキセル静脈内投与の併用療法」の次に次のように加える。

標準治療終了前におけるがんゲノムプロファイリング検査	1人1回につき560,000円
----------------------------	-----------------

附則

この管理規程は、令和8年6月1日から施行する。

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第13号

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条の規定により、次のとおり博物館を登録した。

令和8年5月29日

兵庫県教育委員会

教育長 木村晶子

登録年月日	令和8年5月13日
登録番号	第38号
設置者の名称及び住所	明石市 明石市中崎1丁目5番1号
名称	明石市立天文科学館
所在地	明石市人丸町2番6号
備考	種別 科学博物館



兵庫県教育委員会告示第14号

博物館法（昭和26年法律第285号）第31条第1項に規定する博物館に相当する施設として次のとおり指定した。

令和8年5月29日

兵庫県教育委員会

教育長 木村晶子

指 定 年 月 日	令和8年5月14日
指 定 番 号	第19号
設 置 者 の 名 称 及 び 住 所	姫路市 姫路市安田4丁目1番地
名 称	姫路市立水族館
所 在 地	姫路市西延末440番地
備 考	種別 水族館

附 則

平成13年兵庫県教育委員会告示第10号（博物館に相当する施設の指定）は、廃止する。



**兵庫県教育委員会告示第15号**

博物館法（昭和26年法律第285号）第31条第1項に規定する博物館に相当する施設として次のとおり指定した。

令和8年5月29日

兵庫県教育委員会  
教育長 木村 晶子

指 定 年 月 日	令和8年5月14日
指 定 番 号	第24号
設 置 者 の 名 称 及 び 住 所	学校法人 関西学院 西宮市上ヶ原一番町1番155号
名 称	関西学院大学博物館
所 在 地	西宮市上ヶ原一番町1番155号
備 考	種別 総合博物館

附 則

平成28年兵庫県教育委員会告示第2号（博物館に相当する施設の指定）は、廃止する。

**公安委員会規則**

金属くず営業条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

兵庫県公安委員会  
委員長 高見澤 惠美子

**兵庫県公安委員会規則第9号**

**金属くず営業条例施行規則を廃止する規則**

金属くず営業条例施行規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第13号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。



兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

兵庫県公安委員会  
委員長 高見澤 恵美子

兵庫県公安委員会規則第10号

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
第27条第13号中「、古物営業及び金属くず営業」を「及び古物営業」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年5月29日

契約担当者

兵庫県警察本部長 小 西 康 弘

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称  
運転適性検査器賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年5月15日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3-4-1
- 5 落札金額  
1,222,100円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和8年4月3日

正 誤

○令和7年9月2日付け（兵庫県公報第648号）

兵庫県選挙管理委員会告示第45号（1 政治団体の設立の届出 (2) その他の政治団体 エ 国会議員関係政治団体以外の政治団体）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
15	上から7	上 田 さおり	上 田 沙緒里

兵庫県選挙管理委員会告示第46号（1 資金管理団体の指定の届出）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
23	下から5	上 田 さおり	上 田 沙緒里